

一般競争入札（事後審査型）に関する注意事項

さいたま市水道局（設計用）

＜建設工事の入札制度の改正・見直し等については、さいたま市Webサイト（URL <https://www.city.saitama.lg.jp/index.html>）内の「契約課からのお知らせ」及び「管財課契約係からのお知らせ」をご覧ください。＞

1 入札の無効

地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市水道局契約事務規程に違反した入札は、無効とする。

明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

2 設計図書の貸出等

設計図書、図面等は、「入札情報公開システム」の調達情報に添付した発注図書ファイルを参照のこと。なお、発注図書ファイルに添付のない場合は貸与方式とするので「設計図書等貸出申請書」を提示した者に対し、業務担当課において行う。（原則として当日返却とする。）

「設計図書等貸出申請書」は、さいたま市水道局ホームページ（以下「水道局HP」という。）よりダウンロードすること。

URL <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/index.html>（水道局HPの「事業者の方へ」内）

また、入札への参加に当たっては、水道局HP内に掲載している「さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得」を必ず確認すること。

3 添付資料

(1) 入札参加申請時

総合評価方式の場合は、参加申請後、案件ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、入札公告の2に掲げる資格確認書類を管財課に提出すること。

(2) 応札時

入札金額見積内訳書の提出は不要とする。

4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

開札の結果、調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格による入札があった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。

低入札価格調査における書類の提出は、落札の保留の通知をした日の翌日（休日を除く。）の午後3時までとする。

6 入札の辞退

参加申請後、入札をしないこととなった場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退届の提出を認める。）

7 予定価格を事前公表している場合の取扱い

予定価格の110分の100の価格を超えた金額による入札は、無効とする。

8 最低制限価格を定めている場合の取扱い

最低制限価格の110分の100の価格に満たない金額による入札は、無効とする。

9 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

10 落札となるべき金額を入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。

11 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書等の提出期限までに管財課に提出し、承認を得なければならない。

12 落札者決定について

さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱による。

落札候補者の提出する必要書類及び上記要綱は、水道局HPよりダウンロードすること。

13 その他、入札に関して質疑のある場合は、事前に申し出ること。

14 問い合わせ

さいたま市水道局業務部管財課契約係

さいたま市浦和区常盤6-14-16

電話048-714-3080